

郡山市地域ケア推進会議設置要綱

平成27年 9月14日制定
平成29年12月20日一部改正
平成30年 5月21日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(設置)

第1条 市全体規模の高齢社会における地域課題等について意見交換をするため、郡山市地域ケア推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の役割)

第2条 会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 地域課題や地域資源の把握及び分析並びに課題解決方法に関すること。
- (3) 地域課題に対応するための施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(会議の構成)

第3条 会議は、委員25人以内とし、その委員は、別表に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼期間は3年とする。
- 3 会議には座長を置き、委員の中から互選する。
- 4 その他市長が適当と認める者

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

別表（第3条関係）

民生委員、住民組織、保健医療福祉関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員
